

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
I P ネットワーク設備委員会 (第 34 回)  
議事要旨 (案)

1 日時

平成 29 年 12 月 19 日 (火) 10 時 00 分～11 時 50 分

2 場所

総務省 10 階 共用 10 階会議室

3 出席者 (敬称略)

(1) 委員会構成員

相田 仁 (主査)、会田 容弘、有木 節二、内田 真人、江崎 浩、大矢 浩、尾形 わかは、  
岡野 直樹、片山 泰祥、前田 洋一、松野 敏行、向山 友也、村山 優子、矢入 郁子、  
矢守 恭子

(2) プレゼンテーション者

桂 一詞 (日本電信電話株式会社 技術企画部門 ビジネスプロセス戦略担当 統括部長)  
大内 良久 (KDDI 株式会社 技術統括本部 運用本部 運用品質管理部長)  
渡部 康雄 (ソフトバンク株式会社 技術管理本部 技術渉外企画部 部長)

(3) 事務局 (総合通信基盤局 電気通信事業部)

古市 裕久 (電気通信事業部長)、荻原 直彦 (電気通信技術システム課長)、  
鳥居 秀行 (電気通信技術システム課認証分析官)、松井 正幸 (安全・信頼性対策室企画官)、  
道方 孝志 (電気通信技術システム課課長補佐)

4 議事

議事に先立ち、岡野構成員が主査代理として指名された。

(1) 「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」の検討について

事務局より、資料 34-1 に基づき、「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」の検討  
について説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○例えば、現在は電気的特性などが規定されている端末設備等の技術基準にウイルス対策を盛り  
込めないかといったことや、他者起因の事故に関する情報共有体制などの論点が考えられる。  
いずれにせよ、比較的すぐに結論が出せる検討項目、時間をかけて検討しなければならない検  
討項目があるため、項目によっては、7月の一次報告の後も引き続き検討を行う必要があると  
思う。

○IoT サービスは資料 34-1 P.8 の区分のうち、どの設備にあたるのか。

→IoT サービスは「上記以外の設備」にあたり、損壊・故障対策の一部、通信の秘密等の技術基準

がかかる。規模が小さくとも、電気通信回線設備を設置すると電気通信主任技術者の選任や管理規程の届出等が必要になるが、小規模な I o T 事業者にも同様の義務を課すべきかといった点についても議論頂きたい。

→「上記以外の設備」を実態に合わせて区分けするという事も考えられる。

→電話設備の枠を超える部分について、技術基準等の適用範囲をあまり広げすぎると自由度がなくなる恐れがあるため、議論する際には注意が必要と考える。

→事業者のネットワークに接続されない閉じたネットワークで使用される IoT 機器であっても、将来ネットワークにつながる可能性があるものや、LPWA の中には TCP/IP でないものがあるが、このような IoT 機器の扱いをどのように整理していくべきか念頭に置く必要があるのではないかと。

→事業用電気通信設備、端末設備の線引きもあいまいなケースがある。

→グローバルプレイヤー等のサービスについては、国内法では担保できない可能性もあるので、注意が必要。

## (2) 通信ネットワークの進展と課題等について

NTT、KDDI 及びソフトバンクより、それぞれの説明資料に基づき説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

○セキュリティ上の課題について、IoT サービスは情報セキュリティの3要素である CIA の「機密性」(Confidentiality)、「完全性」(Integrity) よりも「可用性」(Availability) が大事であると感じた。

→サイバーセキュリティやプライバシーに関しては、現在ヨーロッパを中心に GDPR (一般データ保護規則) の議論が始まった段階であり、早急に議論がまとまるような状況ではない。

○次回委員会の LPWA 事業者等からのヒアリングにおいて、各社のセキュリティに関してのガバナンスについて伺いたい。また、次々回以降の委員会の電気通信主任技術者資格制度の関係者等からのヒアリングにおいて、電気通信主任技術者の試験項目が現状のニーズに合っているか伺いたい。

→資格制度については、どういった人材が必要かを考え、そこから設計・見直しを行う必要があると考える。

○資料 34-4 P.7 において、ネットワークの上にファンクションレイヤがあるが、今後は、ファンクションレイヤもネットワークインフラの一部として考えるべきという想定なのか。

→ファンクションレイヤは通信事業者以外が入ってくることも考えられるため、慎重に検討する必要がある。

→ネットワークインフラを設置している通信事業者がファンクションレイヤも運用する場合は設置する電気通信設備に様々な技術基準等がかかるが、ネットワークインフラを設置していない通信事業者がファンクションレイヤを運用する場合には何も縛りがないということになりかね

ない。そうした点も論点になるかもしれない。

○資料 34-1 P. 6 に記載のあるように、国民生活に影響を与えないための電気通信設備の安全・信頼性の確保に関する制度の趣旨を踏まえると、想定される新しいインシデントや、それを防止するための対策について具体的な事例を考慮しながら検討するべきと考える。

(3) その他

事務局より、次回会合の日程についてについて説明があった。

以上